

お客さま各位

キャッシュカードの1日当たりの出金限度額について (金融詐欺被害防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、当金庫を含め県下9信用金庫におきまして、キャッシュカード対象の特殊詐欺被害を防止するため、65～70歳以上の一部のお客さまに対し、キャッシュカードによる1日当たりの出金限度額を50万円とさせていただいております。

こうした中、特殊詐欺の手口が近年巧妙化し、預貯金詐欺及びキャッシュカード詐欺盗被害が未だ増加傾向にあることに鑑み、今般、静岡県警察本部との連携の下、更なる被害防止等対策として、下記「1.」に該当するお客さまにおかれましては、キャッシュカードによる1日当たりの出金限度額を「50万円」から「20万円」に引き下げをさせていただくことになりました。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対策となりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

当金庫のキャッシュカードをお持ちで以下のいずれにも該当するお客さま

① 70歳以上のお客さま

② 当金庫及び他金融機関のATMで直近3年間に1日当たり20万円超のご出金をされていない口座を保有するお客さま

※口座を複数保有するお客さまにおかれましては、上記②に該当する口座を出金限度額の引き下げ対象とさせていただきます。

2. 対応開始日

令和2年12月1日(火)より

《上記のお客さまが、キャッシュカードによる1日当たりの出金限度額の増額を希望される場合》

- ・ 平日の営業時間内(午前9時から午後3時)にキャッシュカード・お届印・本人確認書類(運転免許証等)をご持参のうえ、当金庫窓口へお申し出ください。確認後、1日当たりの出金限度額を増額させていただく手続きをいたします。
- ・ なお、キャッシュカードによるご入金、従来通り可能となります。
- ・ 本件に関するご質問・お問い合わせ等につきましては、お取引店舗までご連絡ください。

以上



警察から大切なお知らせです。

警察官等を騙り「キャッシュカードを預かります」等と言って、お宅を訪問し、キャッシュカードを騙し取る・すり替えて盗む被害が多発しています。

被害者の多くは、70歳代以上の高齢者です。

「キャッシュカード、暗証番号」との電話は詐欺です。被害に遭わないように十分注意をしてください。

静岡県警察本部生活安全企画課